

横浜市立西前小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月
平成30年2月一部改定
令和4年3月一部改定
令和5年3月一部改定

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

〈いじめの定義〉

法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法第2条：いじめ防止対策推進法第2条

法は、いじめを受けた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童の立場に立ち、いじめを広くとらえています。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- ◎いじめは、児童の健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、心身に有形無形の傷を残すなど、将来に渡り深刻な影響を与える可能性があるという認識に立つ必要があります。そこで、本校では、いじめはどの集団にも、どの学級にも、どの児童にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であることを念頭に置き、①未然防止、②早期発見・早期対応、③適切な対処・措置の3つの視点から組織的かつ具体的な取組を推進し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりに努めます。
- 児童自らが、いじめを許さない学校づくり・学級づくり等に主体的に取り組めるようにします。
- 西中学校と連携し、小中学校9年間で実現するいじめのない学校風土づくりに努めます。
- 学校・保護者・地域・関係機関等が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携・協力していじめ防止に努められるようにします。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 委員会の構成員

〈学校いじめ防止対策委員会〉

「学校いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、構成員は次の者としします。

校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、教務主任、特別支援コーディネーター、児童支援専任教諭(児童指導担当)、人権教育推進担当、道徳教育推進教員、関係児童の担任及び学年主任。

*必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めます。

(2) 委員会の活動内容

- ◎横浜市立西前小学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」)に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、適切な対処・措置の全ての取組を、担任や一部の教職員で抱え込むことなく組織的に推進するための中核を担います。
- いじめの疑いやいじめを察知した場合の情報の収集・記録・共有を行います。また、指導・支援体制や対応方針の決定、保護者や関係機関との連携等の対応を組織的に推進します。
- 年間計画の作成、日常的な実態把握、研修の立案及び学校基本方針に基づく取組の検証を行い、改善に取り組みます。

(3) 委員会の運営

- 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催します。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催します。
- 校長等の管理職は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- 児童の自己有用感や自己効力感等が高められるような学級・学年・学校づくりに取り組みます。
「子どもの社会的スキル横浜プログラム」(以下「YPプログラム」等)を活用して児童理解を深め一人一人の児童のサインや思いを読み取るように努めます。
- 日々の学習の中で豊かな心を育成するために、授業改善及び学級経営の充実を図ります。
- 学校行事や体験活動等、学校生活全体を通して一人ひとりが大切にされ、互いに認め合える活動場面の充実を図り、思いやりの心を育てます。
- 人権週間の取組や道徳科の学習を通して、自分を振り返る力を高めます。
- 学校内で一人1台タブレットを配布し使用することを通して、携帯電話・スマートフォン、インターネット等も含めた情報モラル教育について、保護者と情報共有をしながら、発達段階に応じた指導をします。
- 児童会活動で「いじめをしない、させない、ゆるさない」という意識や思いやりの心と態度を高める取組を主体的に行えるように指導します。
※令和5年度児童会目標
「西前マンのように 輝く西前っ子 かつこ^{い い よ}114」(年度ごとに更新)
- 教職員の児童理解研修や人権研修を行い、指導力を高めるとともに、一人一人の児童の思いや苦しみに寄り添った丁寧な関わりをすすめます。

(2) いじめの早期発見

- 各担任、担当教諭がいじめに対する感度を高め、日常的に点検し、積極的に認知します。
- 悩みやトラブル等を含めた生活全般について話し合う家庭訪問・個人面談を実施し、その中でいじめに対する情報収集も行います。
- 児童対象の生活アンケートを年二回実施し、必要に応じてそれに基づいた教育相談を実施します。
- 全教職員は日々児童理解に努めるとともに、児童・保護者との良好な関係作りに努め、相談しやすい環境を作ります。

(3) いじめに対する措置

- いじめを発見したり通報を受けたりした場合は、特定の教員で抱え込まず、学校いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応します。
- 被害・加害それぞれの児童から事情や心情を聞き取り、被害児童を守り通すとともに、被害児童のケアや加害児童への再発防止の指導を行います。指導の難しさが予想される場合、また、加害、被害の状況上配慮が必要となる場合は、学校いじめ防止対策委員会を中核として、組織的に対応します。なお、必要に応じて、教育委員会等関係機関や専門機関と連携します。
- いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守ります。

(4) いじめの解消

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たすものとし、いじめの解消に至るまで継続的に指導にあたりるとともに、児童本人や保護者の方の思いに寄り添っていきます。
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

いじめ防止、早期発見、適切な対応、措置等について教職員向け校内研修を実施します。(前期・後期各1回) また、教育委員会が主催する児童理解及び児童指導関係の研修にも積極的に参加し、全教職員で共有します。

(6) 学校運営協議会等の活用

西中学校と合同で設置している「まちとともに歩む学校づくり懇話会」、「学校運営協議会」、学校・家庭・地域連携事業等において、いじめの問題などを保護者・地域等と共有し、社会全体でいじめ防止に取り組みます。

(7)年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容の確認・引き継ぎ 学校基本方針の読み合わせ いじめの定義・児童理解研修① 中学校ブロック情報共有①	入学式、学級・学年懇談会、 学年集会、個人面談
5月	中学校ブロック情報共有② いじめ早期発見のための生活アンケート(記名式面談)	学校説明会
6月	YPプログラム(アセスメント)の実施(SOSの出し方 プログラムも含む) 中学校ブロック情報共有③	学・家・地連(学校基本方針説明) 学校運営協議会(学校基本方針説明)
7月	横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い) 教育相談① 中学校ブロック情報共有④ 児童理解研修② 横浜子ども会議(中学校ブロックで確認)	
8月	中学校ブロック情報共有⑤ 児童生徒指導研修 横浜子ども会議(西区)	
9月	中学校ブロック情報共有⑥	個人面談
10月	児童理解研修③,中学校ブロック情報共有⑦	学校運営協議会
11月	中学校ブロック情報共有⑧ 教育相談② YPプログラム(アセスメント)の実施	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン(無記名アンケート面談) 中学校ブロック情報共有⑧	個人面談(6年)
1月	中学校ブロック情報共有⑨	
2月	中学校ブロック情報共有⑩	学校運営協議会
3月	児童理解研修④、年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	学校いじめ防止対策委員会(月1回・随時)	カウンセラーとの連携

4 重大事態への対処

(1)重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

(2)発生の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。

(3)重大事態の調査

「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施します。調査結果を教育委員会に報告します。

(4)児童、保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実を、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し、適切に提供します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

○学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを検討し、措置を講じます。

6 参考資料

(1)「横浜市いじめ防止基本方針」(平成29年10月改定)

(2)「いじめの防止等のための基本方針」(文部科学省 平成29年3月14日改定)

必要があると認められた際は、西前小学校いじめ防止基本方針を改定し、あらためて公表します。